

原産地証明法の概要

目的

経済連携協定の適格な実施を確保するため、特定原産地証明書の発給等を適正かつ確実に行うための措置を講じ、もって我が国の輸出貿易の健全な発展に寄与する。

※ 現在、本法の対象となっている経済連携協定(EPA)は、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日フィリピンEPA、日アセアンEPA、日ベトナムEPA、日スイスEPA、日インドEPA、日ペルーEPA、日オーストラリアEPA、日モンゴルEPA、RCEPの15協定

制度の概要

1. 原産地証明書の発給（第3条）

特定原産品をEPA締約相手国に輸出しようとする者は、経済産業大臣に対し、原産地証明書の発給を申請することができる

2. 証明書受給者等の義務（第6条、第7条）

- ・ 特定原産品でなかつたことを知ったとき等には、経済産業大臣等に通知しなければならない（第6条）
- ・ 発給を受けた物品に関する書類を保存しなければならない（第7条）

3. 認定輸出者制度（第7条の2～第7条の4）

経済産業大臣の認定を受けた者は、原産地証明書の作成をすることができる

※現在、この制度を導入している協定は、日スイスEPA、日ペルーEPA、日メキシコEPA、RCEPのみ

4. 指定発給機関の指定（第8条～25条）

経済産業大臣は、その指定する者に原産地証明書の発給に関する事務を行わせることができる

※現在、日本商工会議所を指定。全国28か所で発給窓口を開設

5. EPA締約相手国当局に対する情報提供（第30条）

経済産業大臣は、特定原産品であるか否かに関する情報提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない

6. 標章の使用制限、発給申請者等に対する罰則（第31条、第34条～第40条）

- ・ 何人も、法が規定する場合を除き、原産地証明書に標章を付してはならない
- ・ 虚偽記載、虚偽申請、通知義務懈怠など

7. 農林水産大臣との協力（第33条）

経済産業大臣は、農林水産大臣に協力を要請することを、農林水産大臣は、この法律の施行に関し、経済産業大臣に意見を述べることができる